

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件の告示

告示内容

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示 第1号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年4月1日条例第11号）第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を、次のとおり公告する。

平成27年3月19日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長

菅谷保夫

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例第42条の2の規定に基づく消防長が指定する催しの指定

- 1 主催する者が出店を認める露店等が100店舗以上出店する催し

施行日 平成27年4月1日